

**障害者グループホーム・ケアホーム開設過程における住宅確保問題の類型**

大阪大谷大学 氏名 船本淑恵 (4592)

[キーワード]障害者グループホーム・ケアホーム、開設過程、住宅確保

**1. 研究目的**

本研究の目的は、障害のある人を対象としたグループホーム・ケアホーム（以下、GH等）研究における住宅確保に関する研究動向から特徴を把握し、住宅確保の課題を検討することである。

GH等は、地域における住まいに位置づけられ、障害福祉サービスの一つとして計画的に整備していくことが示されている。生活の場と支援を一体的に提供し、障害のある人の地域生活を実現する制度であり、住宅の確保と生活支援体制の構築が求められる。特に住宅の確保は、GH等を開設する際の前提条件であるが、制度化以降20数年を経た現在においても、住宅を確保する際に困難に遭遇し、開設地域の変更を余儀なくされている現状がある。今後も増設が計画されているGH等を、障害のある人が選択できるほどの量的充実を図り、確実に開設していくために住宅確保の問題を解消することが求められる。

**2. 研究の視点および方法**

研究の視点 GH等の開設過程に関する先行研究から、①GH等は、障害のある人たちが地域で生活する際の選択肢の一つであり、利用する住宅は、地域における一般の住宅を利用することが想定されている。そのため、国の住宅政策の影響を受けざるを得ない。これまでの住宅確保に関する研究における住宅政策との関連を探る。また、②「障害者の権利に関する条約」において、「自立した生活及び地域社会に受け入れられること」の権利が示され、改正障害者基本法においても「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することが妨げられない」と定められた。本人の希望を踏まえた住宅の提供が行える展望を示すことができるのか検討する。

研究の方法 本研究は、GH等に関する先行研究を用いての文献研究である。資料は、データベース「CiNii」を利用し、2012年5月1日に「障害者」「グループホーム」をキーワードに用いて検索した。開設過程の取り組みや住宅確保に関して言及している資料を抽出し、上記の視点で検討した。

**3. 倫理的配慮**

本研究で用いる文献資料は、すでに公表されている資料を用い、出典箇所を示し、引用であることを明確にしている。日本社会福祉学会の研究倫理指針にのっとり報告を行う。

検討した文献資料については、当日配布資料にて出典等の詳細を示す。

#### 4. 研究結果

データベースの文献検索により、1991年から2011年までの論文等325件を抽出した。障害のある人を対象にしたグループホームは、1989年度に知的障害のある人を対象にした精神薄弱者地域生活援助事業が制度化の始まりであり、今回の検索結果は、それ以降の研究の蓄積数である。知的障害のある人を対象にした事業から始まり、その後、精神障害、身体障害と障害の対象が拡大されてきた経緯がある。そのため、GH等研究においても障害別に検討されてきた。今回の住宅確保に関連する文献の抽出において、身体障害のある人を対象にした資料はなかった。

池邊（1997）は、精神障害のある人を対象にした設立経過の中で、「短い時間内で円滑に共同住居を設立していくには」、「作業所で獲得した地域の信用の実績を効果的に用いることで、新たな事業を展開することが有効であろう」と指摘している。

津田（2004）は、「知的障害者が、地域で生活するには、住居の確保、経済保障、日中活動の過ごし方、相談体制の確立が重要な要因といわれている」と整理し、「グループホームそのものの物件確保の問題がある。賃貸の場合グループホームとしてふさわしい物件を探すことができるのか、あるいは新築の場合費用がかかるといった問題がある」と指摘している。

廣瀬（2008）の事業者対象調査では、開設時の支援制度について「敷金等の補助が必要」「開設費用は全て法人の持ち出しという現状」「地域理解を得るために県は協力するといっていたが一度も協力が無い」という意見が寄せられ、「開設時における資金補助、近隣説明、家賃負担軽減等、地域展開する上での国及び自治体の『本気の』支援が求められているのではないだろうか。理念として『地域移行』『地域生活支援』を唱えても、実際は事業者と当事者の一層の努力のみに頼る現状では、新たな展開は生じない」と指摘している。

#### 5. 考察

GH等の住宅確保問題は、①家賃等の経済的負担、②地域（住民、不動産屋、大家）の無理解、③制度上の不備、④障害福祉計画の計画目標の足かせ、⑤住宅政策の不備の5点に整理することができる。特に、②については、知的障害より精神障害を対象にしたGH等について指摘が多い。住宅を確保し、GH等開設に至るまでの研究は少なく、住宅政策と関連させて住宅確保問題を指摘する研究はない。制度の改正が行われてきても、住宅の確保の困難さは解消したといえず、障害のある人が選択できるほどの条件が整備されていない。

本研究は、2010年度から3年間の科学研究費補助金、若手研究(B)、「障害者の地域居住実現に向けた地域類型別グループホーム確保過程に関する実証的研究」の一部である。